

定住促進制度のご案内

住宅を取得した方に助成金が交付されます！

平成26年度
スタート！

申込・問合せ 総務課企画調整グループ ☎76・2131

【助成金の内容】



住宅の種類	区 分		助成金額	商品券交付
新築住宅	転入者	町内業者施工	200万円	中学生以下のお子さん一人につき15万円分の商品券
		町外業者施工	170万円	
	町内者	町内業者施工	170万円	
		町外業者施工	150万円	
中古住宅	町外から転入し住宅を取得		100万円	
	町内者が住宅を取得		70万円	

転入者とは

- ・転入前に1年間以上、町外の住民だった方

町内業者施工とは

- ・町内に主たる営業所を持つ建設業者が施工すること

交付対象者

- ・税金、使用料などを滞納していない方
- ・本町に転入・転居届を提出し入居が済んでいる方

助成金と商品券の交付方法（1回限り）

- ・助成金は口座振込、商品券は窓口交付になります。

＝対象となる住宅の要件＝

新築住宅

- ・玄関、便所、台所、浴室、居室がある一戸建て住宅
- ・延べ床面積が60㎡以上の住宅
- ・平成26年4月1日以降に工事請負・売買契約を締結した住宅
- ・表題登記を完了した住宅
- ・住宅部分が上記の要件を満たす併用住宅（店舗・事務所兼用住宅）

中古住宅

- ・玄関、便所、台所、浴室、居室がある一戸建て住宅
- ・延べ床面積が60㎡以上の住宅
- ・平成26年4月1日以降に売買契約を締結した住宅
- ・昭和56年6月以降に建築した住宅
- ・売買価格が300万円以上の住宅（敷地の購入費用を含む）
- ・住宅部分が上記の要件を満たす併用住宅（店舗・事務所兼用住宅）
（配偶者や2親等以内の方が所有していた住宅は助成対象外）



助成金申請手順

工事請負契約・売買契約
(平成26年4月1日以降)

引渡し・転入(入居完了)
住民基本台帳に登録

住宅取得助成金交付申請
(総務課窓口へ)

- ・新築:表題登録後3カ月以内
- ・中古:住民基本台帳登録から3カ月以内

1週間程度

住宅取得助成金交付決定

30日以内

助成金の交付(口座振込)
商品券の交付(窓口交付)

- ※表題登記は、平成28年12月31日まで
- ※申請は、平成29年3月31日まで

アパート新築助成制度のご案内

アパートを新築した方に助成金が交付されます！

申込・問合せ 総務課企画調整グループ ☎76・2131

建築要件緩和
3年間延長！

- 平成26年度から1戸当たりの最低面積基準を40㎡から25㎡に緩和しました。
- 住宅完成は平成29年1月まで、申請は平成29年3月まで期間を延長しました。

助成金申請手順

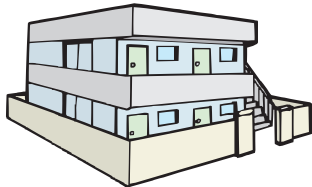
交付認定申請
(建築確認済書交付から3カ月以内)

交付認定を受ける

建築計画に基づき工事着工

助成金交付申請
(完成後30日以内)

交付決定・助成金の交付



事業期間	平成29年3月31日まで	
交付対象者	①平成29年1月31日までに町内都市計画区域内に共同賃貸住宅を新築した方 ②町税を滞納していない方	
共同賃貸住宅の要件	①1棟3戸以上の住宅 ②住宅1戸当たりの占有面積が25㎡以上65㎡以下の住宅 ③1戸当たり1台以上の駐車場があること ④各戸に玄関、便所、浴室、台所が設置してあること ⑤新築住宅であること ⑥組立式仮設住宅でないこと	
助成額	町内業者と全ての工事を契約した場合	1戸当たり60万円 1棟最大600万円
	上記以外の場合	1戸当たり40万円 1棟最大400万円
新エネルギー助成	アパートの新築時に太陽光発電や燃料電池発電システムなど、新エネルギー設備を設置した場合	設置費用（国や北海道の助成を差し引いた額）の1/3、最大200万円

募集 空き家・空き地・ アパート情報

平成26年度から本町での定住の促進を効果的に進めるため、中古住宅や宅地、共同賃貸住宅（アパート）の不動産情報を町のホームページで紹介합니다。中古住宅や土地、アパートの情報を町のホームページに掲載希望の方は、総務課企画調整グループまでお問い合わせください。

総務課企画調整グループ ☎76・2131

所有者

(売る・貸す)

【対象物件】

- ・中古住宅
- ・宅地
- ・アパート

情報登録

新十津川町 ホームページ

- ・所在地、面積
- ・築年数、月額家賃
- ・連絡先の情報を公開

情報提供

希望者

(買う・借りる)

- ・中古住宅
- ・宅地
- ・アパート

当事者間で直接交渉・契約

※町で売買・賃貸に関する仲介は行いません。